

報 告 書

平 成 27 年 8 月 4 日

大 分 県 政 府 調 達 苦 情 検 討 委 員 会

大分県政府調達苦情検討委員会は、「第1号」について本委員会の報告書を別紙のとおりとする。

平成27年8月4日

大分県政府調達苦情検討委員会委員長

立花 充 康

(別紙)

第 1 号

報 告 書

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号

苦情申立人 ベルヘリコプター株式会社

代表取締役社長 リチャード・ソーンリー

代理人 弁護士 鈴木 正 具

徳 本 尚 子

代理人 伊 藤 修

布 村 肇

大分県大分市大手町3丁目1番1号

関係調達機関 大分県生活環境部消防保安室

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

代理人 橋 本 智 徳

荒 金 健 司

大 野 雄 司

目 次

第 1	苦情申立人及び関係調達機関の求める判断	1
第 2	事案の概要	1
第 3	提出資料	3
1	苦情申立人	3
2	関係調達機関	4
第 4	争点及び争点に係る主張	4
1	関係調達機関が、平成27年6月5日付け消保第636号で 苦情申立人あて通知した、一般競争入札参加資格確認 結果は、同仕様書に記載されている事項以外の要件に より判断されたものかどうか	4
(1)	苦情申立人の主張	4
(2)	関係調達機関の主張	5
(3)	苦情申立人の主張Ⅱ	10
第 5	委員会における検討	14
第 6	委員会の判断	14
1	改正協定の適用について	14
2	本件申立ての適法性について	15
(1)	苦情申立ての時期等について	15
ア	供給者は苦情の原因となった事実を知り、又は 合理的に知り得た日から10日以内に苦情の	

	申立てを行ったか否かについて・・・・・・・・・・	15
イ	協定等（WTOの協定）と無関係な場合に 当たるかについて・・・・・・・・・・	16
ウ	軽微または無意味な場合に当たるかについて・・	16
エ	供給者からの申立てであるかについて・・・・・・・・	16
オ	その他委員会による検討が適当でない場合に 当たるかについて・・・・・・・・・・	17
3	関係調達機関が，平成27年6月5日付け消保第636号で 苦情申立人あて通知した，一般競争入札参加資格確認 結果は，同仕様書に記載されている事項以外の要件に より判断されたものかどうかという点について・・	17
	（1）仕様書による説明の捉え方等について・・・・・・・・	17
	（2）入札参加資格の有無に係る評価等について・・・・・・・・	23
4	結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24

第 1 苦情申立人及び関係調達機関の求める判断

1 苦情申立人

関係調達機関が行った「消防防災ヘリコプター一式」の調達（以下「本件調達」という。）に係る一般競争入札参加資格審査につき，再審査を求める。

2 関係調達機関

関係調達機関が行った本件調達に係る手続が，政府調達に関する協定を改正する議定書（以下「改正協定」という。）の関係規定に適合するとの判断を求める。

第 2 事案の概要

- 1 平成 27 年 4 月 21 日，関係調達機関は，本件調達の入札公告を行った。
- 2 平成 27 年 5 月 8 日，苦情申立人は，大分県会計管理局用度管財課に対し，競争入札参加資格審査申請書を提出した。
- 3 平成 27 年 5 月 12 日，大分県会計管理局用度管財課は苦情申立人あてに，競争入札参加資格審査結果通知書を送付した。
- 4 平成 27 年 5 月 20 日，関係調達機関は苦情申立人に対して，「（苦情申立人提案予定の機体は，）全長が長く格納できない。」と伝えた。
- 5 平成 27 年 5 月 22 日，苦情申立人は，関係調達機関に対し，一般競争入札参加資格確認申請書を提出した。

- 6 平成 27 年 5 月 25 日，関係調達機関は，苦情申立人に対し，応札予定機種の確認をするとともに，入札参加資格の有無について別途通知する旨連絡した。
- 7 平成 27 年 5 月 25 日，苦情申立人は，関係調達機関に対し，機体格納方法について連絡した。
- 8 平成 27 年 5 月 27 日，関係調達機関は，苦情申立人に対し「1．機体寸法が仕様に適合しないため，2．部品供給体制が確立していないため」の2点を理由として，「入札参加資格なし」とする，入札参加資格確認結果通知書を送付した。
- 9 平成 27 年 5 月 28 日，苦情申立人は，関係調達機関に対し，異議申立文書を送付した。
- 10 平成 27 年 6 月 1 日，関係調達機関は，苦情申立人以外の入札参加予定者に対し，入札を6月9日に延期する旨の通知文書を送付した。
- 11 平成 27 年 6 月 1 日，苦情申立人は，関係調達機関に対し，入札参加資格確認結果通知の詳細な説明を求める要請文を送付した。
- 12 平成 27 年 6 月 2 日，関係調達機関は，苦情申立人に対し，苦情申立てに係る追加説明の要請文を送付した。
- 13 平成 27 年 6 月 4 日，苦情申立人は，関係調達機関に対し，追加説明要請に対する回答を送付した。
- 14 平成 27 年 6 月 5 日，関係調達機関は再度，苦情申立人に対し「1．機体寸法が仕様に適合していない」ことを理由として「入札参加資格なし」とする入札参加資格確認結果通知書を送付した。この段階で，平成 27 年 5 月 27 日に「入札参加資格なし」の理由としていた「2．部品供給体制が確立していないため」については，追加説明文の中でその体制の確立について明示さ

れたことから、問題としないことを示した。

- 1 5 平成 27 年 6 月 8 日，苦情申立人は，関係調達機関に対し，格納庫の広さに関する照会文をメールで送付した。
- 1 6 平成 27 年 6 月 9 日，関係調達機関は，苦情申立人に対し，格納庫の広さに関しては，苦情申立人の誤解である旨，メールで回答した。
- 1 7 平成 27 年 6 月 9 日，関係調達機関は，本件調達に係る入札を執行し，苦情申立人を除く入札参加予定者 2 社が応札し，そのうちの 1 社が落札した。
- 1 8 平成 27 年 6 月 15 日，苦情申立人は，大分県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に対し，苦情の申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 1 9 平成 27 年 6 月 23 日，委員会は，委員長の専決で本件申立てを受理した。
- 2 0 平成 27 年 6 月 23 日，委員会は，関係調達機関に対し，契約締結をすべきでない旨の要請を行った。
- 2 1 平成 27 年 6 月 24 日，委員会は，本件申立てを受理した旨公示した。

第 3 提出資料

1 苦情申立人

平成 27 年 6 月 15 日付け 「政府調達苦情申立書」

平成 27 年 7 月 13 日付け 「政府調達苦情申立書」及び「政府調達苦情申立手続における意見書」

平成 27 年 7 月 28 日付け 「意見陳述書」

2 関係調達機関

平成 27 年 7 月 1 日付け 「政府調達に関する苦情申立に係る報告書」

平成 27 年 7 月 28 日付け 「陳述書」

第 4 争点及び争点に係る主張

本件申立ての争点は、

- 1 関係調達機関が、平成 27 年 6 月 5 日付け消保第 636 号で苦情申立人あて通知した一般競争入札参加資格確認結果は、同仕様書に記載されている事項以外の要件により判断されたものかどうか

であり、この争点に関する苦情申立人及び関係調達機関の主張は、以下のとおりである。

(1) 苦情申立人の主張

一般競争入札参加資格審査につき、再審査を求める。

一般競争入札参加資格は、入札仕様書（平成 27 年 4 月付「消防防災ヘリコプター調達仕様書」）に従い判断されるべきところ、関係調達機関の平成 27 年 6 月 5 日付け消保第 636 号通知に示された一般競争入札参加資格確認結果は、同仕様書に記載されている事項以外の要件により参加資格を判断したものであり、不当である。

より具体的には、仕様書で謳われている機体寸法は、「大分

県防災航空隊格納庫（有効寸法幅 15.64 m × 奥行き 16.85 m × 高さ 4.8 m）に主回転翼を折りたたむことなく収納でき，格納庫内で手回しによる回転翼の点検整備ができること。」であるところ，苦情申立人が入札を予定していた機体は，この仕様書の寸法を満足するものである。

それにもかかわらず，関係調達機関は，仕様書に示した機体寸法は「緊急時の出入庫や日々の整備点検を円滑に実施できる寸法であることを示したものである」として，苦情申立人が入札を予定していた機体が「機体と天井や側壁との間隔が狭いため，出入庫時の機体の方向転換をはじめ，テールローターの位置変換や安全確認等の作業を強いられることとなり，迅速・円滑な活動を前提として示した機体寸法の仕様要件を満たしていない」などと，仕様書に記載されていない要件を根拠にして入札参加資格がないと判断したものである。

（２）関係調達機関の主張

ア 仕様書記載の要件について

本件入札は，平成 27 年 4 月 21 日付けの大分県報に登載した競争入札に関する告示及び仕様書において，調達する物品の名称を「消防防災ヘリコプター」（以下「防災ヘリ」という。）と明示しており，特定の用途に供するヘリコプターに関するものであることは明らかである。

また，仕様書では，第 6 で「2 ホバリング能力」，「3 消火活動能力」，「5 患者搬送能力」等の救助，消火，救急等の重要かつ緊急の用務に必要な能力を要求しており，防災ヘリの使用目的が特殊なものであることを示している。

防災ヘリは、人命救助を最優先の任務としており、その活動には極めて高度な緊急性が要求される。一旦出動要請があった場合には、一分一秒を争う状況の中で迅速に出動体制を整える必要があることから、出庫時の機体の移動方法は余分な作業の発生しない直進が原則となり、通常の格納方法は入口に対して縦置きとなる。

こうしたことから、防災ヘリを保有する全国の全ての自治体で直進移動による格納方法が用いられており、そのほとんどが縦置きである。例外的に斜めに格納する例もあるが、その場合でも出庫の度に方向転換を要するような格納方法は採用されていない。

(※全7機を保有する東京消防庁立川飛行場でも、直進可能な機体配置が基本とされる。点検等のために業者が持ち帰り保管する機体が常時あり、格納状況は一定していないが、駐機数が多く全てを直進可能な配置とできない場合には、出動予定順位の高い機体をあらかじめ前方に配置するなど、支障を来さない体制が採られている。)

このように、苦情申立人の提案する機体を斜めに格納し出庫の度に方向転換しながら移動させる方法は、極めて特殊なものであり、防災ヘリの運用においては通常採用されない方法である。

先に述べたように、入札の告示及び仕様書には防災ヘリの調達であることを明記していることから、仕様書記載の構造等は、当然にその用途に従った要件を設定したものである。仕様書第5の2機体寸法に示した、「大分県防災航空隊格納庫（有効寸法幅 15.64 m × 奥行き 16.85 m × 高さ 4.8 m）に主回転翼を折りたたむことなく収納でき」る、という要件は、防

災への用途に即して、機体と本件格納庫との間に十分な余裕を確保した上で迅速に入出庫できるようにということを示したものであり、格納庫内に物理的に収納できることをもってこの要件を満たしているとはいえない。

当該機の場合、入出庫において、機体と格納庫との間に十分な余裕がないため、入出庫の都度、時間と労力を要する方向転換を強いられ、迅速な入出庫が不可能であることから、高度な緊急性が求められる防災への仕様書の要件を満足しているとは認められず、申立人の本件一般競争入札参加資格についてなしと判断したものである。

なお、仕様書第13の1には、「本仕様書に疑義がある場合は、関係調達機関と協議し、その指示及び承認を受けること。」と規定しているところ、苦情申立人は、平成27年5月20日に仕様書には記載のない「斜め格納」が可能であるかとの疑義について関係調達機関あてに問い合わせ、関係調達機関は不可能であることを回答している。この問合せがあったのは、一般競争入札参加資格確認申請期限である同月22日のわずか2日前であり、しかも関係調達機関が不可能であることを回答したにもかかわらず、苦情申立人は、強引に「斜め格納」を前提とした一般競争入札参加資格確認申請書を同月22日に提出したものである。

このような重要な問題点について疑問を持ち、関係調達機関の判断と異なる提案をするのであれば、十分に時間的な余裕を持った上で関係調達機関と協議し、承認を受けるべきであったと考える。苦情申立人の行為は、仕様書の趣旨に反するものであることを申し添える。

イ 当該機を「斜め格納」した場合の問題点について

当該機については，アに述べたとおり仕様書の寸法を満足していないと判断するが，仮に斜めに格納することを前提としても，機体と格納庫の間に十分な余裕を確保できず，以下のような不都合が生じるため，仕様書の寸法を満足しないだけでなく，運用上の問題も多い。

①機体損傷の危険

陸上を自走することができない通常のヘリコプターは，降着装置に車輪を着脱し，専用器具で牽引車に機体を固定して移動させる。当該機も同様であるが，本件格納庫に斜めに駐機させる場合は，機体の寸法上直進での入出庫ができないことから，方向転換しながら移動させる必要がある。

このとき，機体と格納庫壁等との間に十分な余裕がないことから（左右各約 0.8 m，前後各約 1.4 m。），機体上部に人が登り，主回転翼が格納庫と接触しないよう常に手作業で調整する必要があるほか，テールローターの位置が高く，格納庫入り口との余裕が 4 cm しかないことから（テールローター最高部の高さ 466 cm + 車輪 10 cm = 476 cm，格納庫入口の高さ 480 cm。）機体損傷の危険を伴い，特に慎重な作業を必要とする。

仮に機体が損傷した場合には，出動できなくなることに加え，修繕等に要する期間は飛行止めとせざるを得ないため，県民の安全確保への影響が極めて大きい。

②作業員や航空隊員の危険及び負担の増加

格納庫には，機体と共に，仕様書別表 1 - 3 消防・防災仕

様装備品に記載のとおり「6 消火タンク」や「8 救急担架（EMS）装置」等の消防防災業務用の資機材を配置している。防災ヘリの出動時には、活動内容によってこれらの装備品を選択し、機体への積込みや装着が必要となる。このため、当該機を格納した状態では、機体の大きさのために十分な作業スペースや作業動線が確保できない。

また、入出庫の作業については、現有機では牽引車に1名（機長）と機体後部の監視1名（予備航空隊員）の計2名で行っているが、当該機の場合には、機体の損傷を避けるために、機体上部で主回転翼を動かす人員1名と機体の左右で監視を行う人員2名の計3名がさらに追加して必要となる。この追加作業には、航空隊員が当たることとなるが、これまで機体の出庫作業と平行して行ってきた隊員の出動準備を同時に行うことができなくなり、余分な時間と労力を要することとなる。

加えて、緊急出動の度に細心の注意を要する出庫作業を強いられるため、隊員の心理的なストレスが著しく増加し、業務の遂行にも重大な影響を及ぼすだけでなく、機体上部の作業員は移動している機体の上での作業となることから、転落や格納庫入口への接触等のおそれがあり、非常に危険である。

関係調達機関は、これまで円滑かつ迅速に入出庫できるとする要件を示し、加えて追加的説明も十分に行っていることから、本件一般競争入札に関する公告及び仕様書における機体寸法に関する記載は、改正協定第10条第7項（a）の規定が要求する「完全な説明」に適合するものである。

上記のとおり，仕様書に記載した要件は改正協定第10条第7項（a）の規定に適合しており，これに基づいて苦情申立人の一般競争入札参加資格について判断したものであるから，改正協定第8条第3項（b）の規定に適合するものである。

（3）苦情申立人の主張Ⅱ

ア 仕様書記載の要件について

関係調達機関は，本件調達の対象となる物品が特定の用途に供するヘリコプターであること等から，通常の格納方法が入口に対して縦置きであるべき旨を，政府調達に関する苦情申立てに係る報告書（以下「本件報告書」という。）において詳細に説明しておられるが，苦情申立人は，当初より主張しているとおり，そのような格納方法によるべきことが入札仕様書に明確に記載されていない点を問題としているにもかかわらず，本件報告書は，苦情申立人の問題提起に答えるものとはなっていない。

関係調達機関が，本件調達の対象となる物品の特殊性やその他の仕様書の記載から格納方法が縦置きであるべきを当然と主張するのはあくまでも一つの解釈である。

苦情申立人は仕様書に明確に記載されていない解釈による要件を根拠として，入札参加資格の有無を判断すべきでないことを問題としているのであり，本件報告書は，同問題点に回答することを回避し争点をずらしたものであるといわざるを得ない。

イ 上記のとおり，関係調達機関による議論が争点をずらした議論であることを前提にしても，関係調達機関の議論に対し，苦情申立人は具体的に反論・説明をすることができるため，委員会に対してもその機会を頂けるようお願い申し上げます。

反論の一例として，関係調達機関が本件報告書において，本件防災ヘリに高度な緊急性が要求されていると述べていることについて述べる。苦情申立人の機材によって，高度な緊急性に対応できないということはない。斜め格納の場合であっても，縦置きの場合とは機体を引き出す方向は変わるものの，引き出す時間に大きな違いがあるわけではなく，迅速に出動し，必要とされる緊急任務を完遂することができる。

また，関係調達機関による本件報告書は，日本の全ての自治体で直進移動による格納をとっているとの例を示されているが，直進移動という点に固執し，他県における実際の運用形態に必ずしも配慮しておらず，関係調達機関にとって都合の良い解釈のみが展開されている。

ウ 本件報告書では，人命救助を最優先とし，そのために迅速な出動が必要と主張されているが，格納庫からの出動のみが一刻一秒を争う部分に影響を及ぼす要素であるかのような主張には異論を差し挟む余地がある。実際に用務によっては，装備品や燃料の調整も行うことがあり，それによって必要とされる出動時間は変動する。機体の出し入れだけに特化した議論は，偏りのある意見といわざるを得ない。

エ 出動要請があった際，格納庫から直接出動しない例もあり，エプロンからの出動を実施している自治体もある中，全ての自治体が直進を前提として出動としているのは偏りがある考えである。予め前方に機体を配置をするのは大きな格納庫を持つ自治体であり，大分県のように一機しか収納できない格納庫の場合，最も迅速に出動できるのは，格納庫からではなく，事前にエプロンに配備しておく場合である。

オ 格納庫内の他の機体の収納状況等により，縦置きしている自治体でもすぐには出せない自治体もあり，縦置きという点が迅速な出動という課題の解決に必ずしも直結しているとはいえない。

カ 方向転換しながら機体を移動させる方法は極めて特殊なものであるという本件報告書の意見は正論ではない。移動ラインを決めておけば，直進と同じ時間で搬出できるのは東京ヘリポート等でもみられる手法である。

キ 本件報告書において，仕様書に疑問がある場合に関係調達機関と協議し承認を受けるべきであったという点について，苦情申立人は定められた期間内に協議を実施しており，この点について何ら不利な扱いを受けるべき立場にはない。

ク 本件報告書 2（本報告書第 4（2）イ）に述べられている点については，仕様書に記載されている寸法を超えて，空間の余裕や更に要求基準が求められるのであるとすれば，それは元々明確な客観的評価基準として仕様書に記載されるべ

きものであり，損傷の危険や安全などという主観的基準を後から主張すべきではない。

この点を苦情申立人は当初から主張しているものである。

本件報告書において関係調達機関は，テールローターと格納庫入り口に4cmしか余裕がないと主張されている。これはあえてローターを垂直にして計測されているものであるが，水平にすれば1.3mほど下がるため，何ら問題はない。

関係調達機関の防災ヘリ格納庫に床の特徴や，格納方法に指定があるのであれば，技術仕様要件又は寸法要件の解説として仕様書又はその他の資料に予め完全に説明されているべきであるが，かかる説明は，本仕様書にも解説資料にも一切触れられておらず，後になって一方的に付け加えられたものであり，本件仕様書及び解説資料が改正協定第10条第7項（a）の求める「完全な説明」になっていないことは明らかである。

入札資格判断がなされた後に，「斜め格納」した場合の機体損傷の危険や安全性への弊害等，主観的ともいえる評価基準を示されることはとうてい納得できるものではなく，特定の機種を有利に取り扱うためになされた意図的な解釈と受け取られても仕方がない，入札資格判断の正当性を疑わしめるものである。以上により本件報告書で説明されている内容は，改正協定第10条第7項（a）に定める要件を満たすものではない。

関係調達機関の仕様書に記載されている客観的な寸法を超えた空間の余裕や要求基準が求められるのであれば，それは

元々明確な客観的基準として仕様書に記載されるべきものであり、本件報告書で説明されている内容は、本件仕様書において事前に特定されている条件とはいえない。

従って、本件入札参加資格判断は、「入札説明書において事前に特定した条件」に基づいてなされたものではなく、改正協定第8条第3項（b）の規定に抵触する。

第5 委員会における検討

委員会は、苦情申立人の平成27年6月15日付け本件申立てについて、同月23日受理し、同月24日本件申立てを受理した旨公示した。

平成27年7月21日に委員会を開催し、検討を開始した。

委員会での検討経過

第1回 平成27年7月21日

第2回 平成27年7月24日

第3回 平成27年7月30日

（苦情申立人及び関係調達機関が意見を陳述した。）

第4回 平成27年8月4日

第6 委員会の判断

1 改正協定の適用について

関係調達機関は、改正協定付属書I付表2の地方政府の機関「地

方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市」に該当することから、改正協定の適用対象となる。また、本件調達には、20万特別引出権を超える価格の調達契約に係るものであり、かつ、改正協定第3条に該当しないことは明らかであるから、改正協定の適用対象となる。

2 本件申立ての適法性について

(1) 苦情申立ての時期等について

政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年6月14日大分県告示第584号）（以下「処理手続」という。）第5 苦情の検討の手続1によれば、「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により委員会へ苦情を申立てることができる。」とされている。苦情申立てについて却下事由に該当するかについて、以下、個別に検討する。

ア 供給者は苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日から10日以内に苦情の申立てを行ったか否かについて

平成27年6月5日に関係調達機関から、苦情申立人に対し「1. 機体寸法が仕様に適合していないため入札参加資格なし」として、入札参加資格確認結果通知書を送付していることより、苦情申立人が、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日は、平成27年6月5日であるとするのが相当である。

また、書面による申立ては、平成 27 年 6 月 15 日の日付印の郵便で提出されており、平成 27 年 6 月 5 日の翌日から起算して 10 日以内に本件申立てが行われていると認定できることから、本件申立ては苦情申立てができる期間を徒過してなされたものではなく、処理手続第 5 苦情の検討の手続の 4 の (1) にある「遅れて申立てが行われた場合」という却下事由には該当しない。

イ 協定等（WTO の協定）と無関係な場合に当たるかについて

本件申立ては、改正協定第 10 条第 7 項 (a) 及び、改正協定第 8 条第 3 項 (b) に関係すると考えられることより、処理手続第 5 苦情の検討の手続の 4 の (2) にある「協定等と無関係な場合」という却下事由には該当しない。

ウ 軽微または無意味な場合に当たるかについて

本件申立ては、仕様書に記載されていない要件で、入札参加資格なしとされたということに端を発していることから、違反の程度及び調達に与える影響が軽微であるということとはできない。また、製品の納入期限は平成 29 年 2 月 28 日となっており、契約履行は終了していないため、「無意味な場合」にも該当しない。

よって、処理手続第 5 苦情の検討の手続の 4 の (3) にある「軽微又は無意味な場合」には該当しない。

エ 供給者からの申立てであるかについて

本件申立ては、ベルヘリコプター株式会社の代表取締役社長であるリチャード・ソーンリー氏から委任を受けた外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所弁護士鈴木正具氏及び弁護士

徳本尚子氏の連名で行われていること，及び，ベルヘリコプター株式会社は，政府調達に関する苦情の処理手続細則（平成12年3月31日制定大分県知事）第1の1（2）のウ「入札参加資格手続において参加を認められなかった者」に該当することから，処理手続第5苦情の検討の手続の4の（4）にある「供給者からの申立てでない場合」という却下事由には該当しない。

オ その他委員会による検討が適当でない場合に当たるかについて

委員会による検討が適当でないとする特段の考慮すべき事情もないので，処理手続第5苦情の検討の手続の4の（5）にある「その他委員会による検討が適当でない場合」という却下事由には該当しない。

3 関係調達機関が，平成27年6月5日付け消保第636号で苦情申立人あて通知した，一般競争入札参加資格確認結果は，同仕様書に記載されている事項以外の要件により判断されたものかどうかという点について

（1）仕様書による説明の捉え方等について

本件申立てにおいて，苦情申立人は，「仕様書には，機体寸法について，『大分県防災航空隊格納庫（有効寸法幅15.64m×奥行き16.85m×高さ4.8m）に主回転翼を折りたたむことなく収納でき，格納庫内で手回しによる回転翼の点検整備ができること』との記載しかなくおらず，（関係調達機関は）仕様書に記載されている事項以外の要件

により参加資格を判断したものであり、不当である。」と主張している。

このため、当該仕様書による事前の説明をどのように捉えるかということが問題になる。

申立ての趣旨から、まず、関係調達機関の調達手続が、改正協定第10条第7項(a)に、違反していないかについて検討することとした。

改正協定第10条第7項(a)は、入札説明書に対してそれぞれ「調達（調達されるべき物品又はサービスの特質及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）並びに満たすべき要件（技術仕様、適合性評価の証明、設計図、図案又は解説資料を含む。）を含む。）」についての「完全な説明」を要求している。

入札説明書による「完全な説明」については、競争入札に当たり、「供給者がその有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要なすべての情報を含む入札説明書が入手できる」ことにより公平な参加機会を与えるために必須の事項である。したがって、仕様書については、調達目的が達成できる範囲での性能等について、わかりやすく記載しなければならないのは当然であるが、調達物品やサービスの性質、方式や形態、運用方法等によっては、事前にあらゆるケースを想定して、明確かつ完全に記述できない場合も考えられるため、追加的な説明の一切を認めないという趣旨ではない。

平成26年10月10日付け、検委事第13号政府調達苦情検討委員会報告書では、改正協定第10条第7項（a）については「供給者の利益を考慮するばかりでなく、入札説明書の記載が不十分なことによって本来供給を行うことが可能な者の応札意欲を損なわせるようなことがあってはならないとの趣旨から定められたものである。ただし、関係調達機関が、入札説明書において、『完全な説明』を意図して記載したとしても、入札説明書自体では『完全な説明』になっていない場合もあり得る。その場合には、要求される物品等の性質によって、関係調達機関が追加的に説明するという対応を行うこともやむを得ないと考えられる場合があり得る（p35）。」と述べ、ケースによっては入札説明書を追加的な説明により補完しなければならない場合もあることを認めている。

当該事案にあつては、仕様書に技術仕様等の情報が十分に記載されていなかったうえ、苦情申立人と関係調達機関の間で協議が十分に行われていなかったことなどにより、「契約を破棄する」「新たに調達手続きを行う」という提案に至ったものである。

同様に平成24年4月24日付け、検委事第11号政府調達苦情検討委員会報告書では、「応札した事業者3者とも、当初の応札においては関係調達機関が求める有効な技術仕様書（積算資料等）を提出できなかったのであり、入札説明書において『供給者が有効な入札書を提出するため』の『完全な説明』がなされていたかどうか疑義があると考えられる（p19）。」としている。

当該事案にあつては、もともとの仕様書が具体性に乏しく

入札参加者には容易に理解できるものではなく、当初の応札で有効な技術仕様書（積算資料等）が提出できるようになっていなかったことなどにより、「契約を破棄する」「調達条件は変えず、再度調達を行う」という結論に至ったものである。

以上の2つの事案では、追加的な説明として協議が十分になされたかどうか、応札者が理解しやすい仕様書となっていたかどうかといった点が、判断の基準となっている。

本件申立てにおいて、関係調達機関の「調達計画の公示」（平成27年4月21日大分県公告）が指示する「入札説明書」の「消防防災ヘリコプター調達仕様書」は「第1 総則」から「第13 その他」で構成されるが、今回、苦情申立人によって問題とされた部分は、「第5 構造等 2機体寸法」についてである。

苦情申立人は、「（関係調達機関は、）仕様書に記載されていない要件を根拠にして入札参加資格がないと判断した。」と主張している。

一方で、関係調達機関は、「仕様書で示した機体寸法の条件は、本県防災航空隊格納庫に駐機することを前提に、緊急時の出入庫や日々の整備点検を円滑に実施できる寸法であることを示したものである。」と主張している。

ここで、関係調達機関が、平成27年6月5日付け文書により、苦情申立人あて「入札参加資格なし」と通知するまで

の経過を振り返ると、関係調達機関は苦情申立人に対して、平成27年5月20日の電話で「(苦情申立人提案予定の機体は、)全長が長く格納できない。」と伝え、同5月25日の電話で「斜め格納は困難と判断している。」と伝えている。

また、5月28日付けの苦情申立人からの異議申立文書を受け、入札期日を6月2日から6月9日へ延期し、新たに1週間の協議期間を設けたうえで、苦情申立人に対して6月2日付け公文書で斜め格納する場合の具体的な方法、必要人員、作業時間等の論点を示し、苦情申立人に格納方法等についての追加説明の機会を与えている。

この協議は、関係調達機関が、仕様書に調達機材の構造や性能等仕様を記載したものの、通常の運用においては想定し得ない斜めの格納の運用方法について苦情申立人から提案を受け、寸法ぎりぎりのスペースへの斜め格納では、迅速かつ安全確実な出入庫が危ぶまれ、日常的に厳しい運用を強いられることから、防災へり調達の目的に合致しないと判断し、要件を満たさない理由を示して苦情申立人に伝えたものと考えられる。

これは、同仕様書の「第13 その他1 本仕様書に疑義がある場合は、本県と協議し、その指示及び承認を受けること。」においてあらかじめ明示して説明している事項に基づき、疑義のあった仕様を明確化したものと捉えることができることから「仕様書に記載されていない要件を根拠にして入札参加資格がない」との判断をしたとまではいえない。

「完全な説明」を補完するための当該「協議と承認」の適

用については、関係調達機関に一方的かつ無制限な決定権が与えられている訳ではなく、対等な立場で契約の準備が行われるべきは論を待たないところである。

一方、調達対象となる機体の運用上の要求（本件調達においては、出入庫操作の迅速性・安全性）については、格納庫の大きさや形状、ヘリコプターの運用形態や操作の熟練度、要員の数等により評価が分かれるところであり、一律に判断することはできない。

しかしながら、本件調達については、関係調達機関の使用目的が緊急・迅速な活動を旨とする防災ヘリであり、関係調達機関には、一刻も早くかつ確実に被災現場や人命救助を行う地点に到達し、本来の使命を果たす責務があり、かつ、県民からもそのことを強く期待されているところから、使用機の出動から帰還までの過程において、活動の遅滞ないし停止のリスクを最小限にしなければならないという要請は、本件調達の趣旨の核心部分となっている。

こうした目的、使命を持つ防災ヘリの調達に関して、実際に機体を取得・運用しようとする関係調達機関が、仕様書の協議事項に基づいて、苦情申立人からの協議に応じるとともに、当初予定していた入札期日を延期して、苦情申立人の提案について、詳細な協議を行う機会を設けたものの、当該提案によっては、緊急出動の遅滞ないし停止のリスクなしとの判断には至らなかったものであり、苦情申立人から協議のあった提案を承認しなかったことはやむを得ない。

(2) 入札参加資格の有無に係る評価等について

改正協定第8条第3項(b)は、供給者が参加のための条件を満たすか否かを評価するに当たり、「公示又は入札説明書において事前に特定した条件に基づいて評価すること」を要求しているが、(1)仕様書による説明の捉え方等について、において述べたとおり、斜めに格納して運用することは、仕様の明確な適用によって、当該防災ヘリ調達の目的に適合しない旨説明しているため、関係調達機関が苦情申立人を「入札参加資格なし」と判定したことに瑕疵はないと考えられる。

4 結論

以上の検討を踏まえると、

仕様書に一般的に求められる要求基準を示したうえで、さらに仕様書に明記されていないことについての協議条項を設けることで、また、実際に、苦情申立人側からの疑義照会があり、関係調達機関が対応していることで、調達に係る技術仕様の「完全な説明」は果たされているものと考えられる。したがって、関係調達機関の調達手続きは、改正協定第10条第7項（a）に違反しているとはいえない。

今回の調達行為において、関係調達機関は、入札参加資格の有無に関して、事前に明らかにした条件に基づいて適切に評価したものと認められることから、改正協定第8条第3項（b）に違反しているとはいえない。

以上のことから、本件調達における関係調達機関の調達手続きには瑕疵は認められず、関係調達機関が、平成27年6月5日付け消保第636号で苦情申立人あて通知した一般競争入札参加資格確認結果は、同仕様書に記載されている事項以外の要件により判断されたものとはいえない。したがって、今回の政府調達に関する苦情申立ての趣旨である「一般競争入札参加資格審査につき、再審査を求める。」との主張は採用できない。

平成27年8月4日

大分県政府調達苦情検討委員会

委員長 立 花 充 康

委員長代理 河 野 光 雄

委員 河 野 和 子

委員 牧 真 理 子